

株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目2番地
高千穂交易株式会社
代表取締役社長 戸 田 秀 雄

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、同封の保護シールをご貼付のうえ、平成25年6月25日(火曜日)午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付いただきたく、よろしくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月26日(水曜日)午前10時(開場午前9時)
 2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 「鶴東の間」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第62期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
議 案： 剰余金の処分の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.takachiho-kk.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の減速等を背景に個人消費の停滞、輸出の減少など、厳しい状況が続きましたが、復興関連需要や経済対策、金融政策の効果などを背景に輸出環境や個人消費に持ち直しの動きがみられ、先行きについても、マインドの改善にも支えられ、景気回復へ向かうことが期待されております。しかしながら、依然として海外経済の下振れが引き続きわが国の景気を下押しするリスクも懸念されております。

当社グループの市場環境は引き続き競争激化の状況にありますが、新たな成長を見据えて、独自の付加価値をより一層強化し、収益性の向上を図るほか、アジアを中心とした成長市場に積極的に進出し、グローバルビジネスの本格展開を進めてまいりました。

具体的には、システムセグメントでは、引き続き商品監視システムの拡販を進めるほか、RFID事業やリテールソリューション事業等の新たな市場を開拓すると共に、中国・東南アジアへのビジネス展開を強化してまいりました。他方、デバイスセグメントでは、新たな商権・商材の獲得や、技術提案を通じて、特定分野へ特長ある商品の販売に注力してまいりました。また、当社オリジナル機構部品の販路を、アジアを中心とした海外へと広げ、グローバルブランドとしての地位獲得にも邁進してまいりました。

このような状況の中、当連結会計年度の経営成績は、売上高では電子商品類が前年を大きく下回ったものの、連結子会社の販売貢献等により、システムセグメントの各商品類が好調に推移し、全体では前年同期比 8.8%増の 181 億 49 百万円となりました。

損益につきましては、企業買収に伴い販売費及び一般管理費の増加等があったものの、販売増に伴う売上総利益の増加が費用の増加を吸収し、営業利益は前年同期比 9.1%増の 8 億 26 百万円、経常利益は為替差益を 1 億 54 百万円計上したことなどから前年同期比 21.8%増の 10 億 7 百万円、当期純利益は海外子会社の債務免除益の発生もあり、前年同期比 61.8%増の 5 億 57 百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

【売上高の内訳】

セグメント区分		当期売上高 (百万円)	構 成 比 (%)	前期比増減額 (百万円)	前期比増減率 (%)
システム	セキュリティ	5,608	30.9	726	14.9
	メーリング	641	3.5	50	8.6
	その他	1,354	7.5	805	146.9
	計	7,604	41.9	1,583	26.3
デバイス	電 子	3,969	21.9	△409	△9.3
	産 機	4,375	24.1	318	7.8
	計	8,344	46.0	△91	△1.1
カスタマ・サービス		2,200	12.1	△31	△1.4
合 計		18,149	100.0	1,460	8.8

- (注) 1. 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
 2. 記載の百分比は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

【システムセグメント】

システムセグメントの売上高は、前年同期比 26.3%増の 76 億 4 百万円、営業利益は前年同期比 81.1%増の 3 億 25 百万円となりました。

セキュリティ商品類では、IP（ネットワーク）カメラの販売促進やGMS（総合スーパーマーケット）や小売店向けに商品監視システムの導入、データセンターで入退室管理システムが採用されたほか、タイ現地法人における大規模洪水からの復興需要や日系企業との取引拡大などにより、売上高は前年同期比 14.9%増の 56 億 8 百万円となりました。

メーリング商品類では、新たなインクジェットプリンターの販売強化により大型案件を獲得したことなどから、売上高は前年同期比 8.6%増の 6 億 41 百万円となりました。

その他商品類では、昨年3月に子会社化したマイティカード株式会社によるRFID事業で大口案件を獲得したほか、リテールソリューション事業でのレジ待ち時間短縮によるCS向上を目的としたチェックアウトマネジメントシステム（iQレーン）の実績化などにより、売上高は前年同期比 146.9%増の 13 億 54 百万円となりました。

【デバイスセグメント】

デバイスセグメントの売上高は、前年同期比 1.1%減の 83 億 44 百万円、営業利益は前年同期比 3.4%減の 3 億 7 百万円となりました。

電子商品類では、ゲーム機市場でシリコンマイクなどが好調に推移したほか、一昨年販売開始した汎用アナログ・パワー I C が販売増となったものの、産業機器市場へのアナログ商品の拡販の遅れなどにより、売上高は前年同期比 9.3%減の 39 億 69 百万円となりました。

産機商品類では、中国向けに主力の A T M (現金自動預け払い機) 向け機構部品の販売が堅調に推移したほか、遊技市場向け機構部品の販売が伸長したことなどにより、売上高は前年同期比 7.8%増の 43 億 75 百万円となりました。

【カスタマ・サービスセグメント】

カスタマ・サービスセグメントは、保守契約の伸び悩みなどにより、売上高は前年同期比 1.4%減の 22 億円、営業利益は前年同期比 27.6%減の 1 億 89 百万円となりました。

2. 設備投資等の状況

該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

当社は、株式会社みずほコーポレート銀行と 5 億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、新たな成長を見据えて、「強固な収益基盤の実現」に継続的に取り組んでまいりました。具体的には、売上総利益率の改善と販売費及び一般管理費の削減による損益分岐点の引下げに加え、付加価値の強化による既存事業と新規事業のビジネス拡大を図り、一定の成果を得ております。

しかしながら、電子商品類において、新規アナログ商品の販売立上げの遅れや市場環境の悪化などにより大幅な減収・減益となるなど、依然として強固な収益基盤の実現には課題が残っております。

こうした状況の中、当社グループでは、「独自の付加価値の創出とグローバルビジネスの本格展開」を中期ビジョンに、既存事業における競争力の強化を図るとともに新市場を開拓し、持続的な成長を目指してまいります。更には、Takachiho Fire, Security & Services(Thailand)Ltd. 及びマイティカード株式会社の更なる強化を図り、販売拡大を目指してまいります。

そのために対処すべき主な課題は、以下の通りであります。

- (1) 既存事業の収益拡大
- (2) 新規ビジネスの創出
- (3) グローバルビジネスの拡大
- (4) 組織・人材強化
- (5) グループ経営・事業強化

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第59期 (平成22年3月期)	第60期 (平成23年3月期)	第61期 (平成24年3月期)	第62期 (平成25年3月期)
売 上 高 (百万円)	17,308	18,200	16,689	18,149
経 常 利 益 (百万円)	321	918	827	1,007
当 期 純 利 益 (百万円)	148	419	344	557
1株当たり当期純利益 (円)	14.72	41.48	34.49	56.92
総 資 産 (百万円)	17,369	17,321	18,290	18,599
純 資 産 (百万円)	13,448	13,571	13,501	13,867

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。
2. 各期の損益の状況は以下のとおりであります。
- (1) 第59期は、前期に引き続き主力の電子商品類、セキュリティ商品類を中心に販売が振るわず大幅な減収となりました。損益については、売上総利益率の改善と販売費及び一般管理費の削減が一層進んだものの、大幅な減収の影響が大きく、各利益とも減益となりました。
 - (2) 第60期は、産機商品類の販売が好調に推移したことを主因に増収となりました。各利益についても、増収効果と損益分岐点の引下げ効果が相俟って、増益となりました。
 - (3) 第61期は、電子商品類における販売不振の影響により減収となりました。損益についても売上総利益率の改善が進んだものの、減収の影響を補うには至らず、減益となりました。
 - (4) 第62期は、前記「1.事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 S - C u b e	100百万円	100%	電子機器による盗難防止・防犯管理システムの開発・製造及び販売
高千穂コムテック 株 式 会 社	80百万円	100%	メーリングシステムの輸出入、販売及び保守
ジェイエムイー 株 式 会 社	12百万円	100%	電子部品の輸出入、販売
TAKACHIHO K O H E K I (H. K.) L T D.	715千香港ドル	100%	電子部品、機構部品及びセキュリティ機器の販売
提凱貿易(上海) 有 限 公 司	3,220千人民币元	100%	電子部品及び機構部品の販売
Takachiho Fire, Security&Services (Thailand)Ltd.	110百万THB	100%	セキュリティシステム、防災機器等の輸入及び販売
マイティカード 株 式 会 社	249百万円	91.60%	R F I Dタグ及びその周辺機器等のシステム開発、販売

- (注) 1. 株式会社S-Cubeは平成25年1月1日付で株式会社エスキューブから商号変更しております。
2. 提凱貿易(上海)有限公司は、TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LTD.の100%出資の子会社であり、議決権比率は間接所有であります。
3. Takachiho Fire, Security & Services(Thailand)Ltd.の議決権比率は、当社子会社であるTK Thai Holdings Co.,Ltd.を通じた間接保有分を含めております。

7. 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社グループは、当社と連結子会社8社で構成され、エレクトロニクスを核とする先端技術商品及び有力メーカーを広く海外に探求・開拓し、商品の輸出入及び販売、ならびに据付・保守・システム設計・運用受託等のサービスの提供を主な内容として、広範囲に事業活動を展開しております。

当社グループの事業における商品類の位置付け及びセグメントと商品類の関連は次のとおりであります。

<システムセグメント>

(セキュリティ商品類)

商品監視・映像監視等のセキュリティに関するコンサルティングやシステム設計、及び商品監視システム・入退室管理システム・監視カメラ・監視映像記録装置・セキュリティタグ等のセキュリティ機器及び入店カウンターなどの店舗管理機器の販売、またシステム運用支援サービス等を行っており、ショッピングセンターなどの大型店舗からドラッグストアなどの小型店舗に至る小売・流通業全般の幅広い顧客層に販売しております。

(メーリング商品類)

発送代行業、通信販売業（ダイレクトメール）、証券業など大量にビジネスメールを送送する顧客を対象として、郵送物の封入、宛名印字、仕分けなどに関するコンサルティング、システム設計及びメールインサートイング・システム（封入封緘機）やインクジェットイメージング・システム及び封入封緘運用総合管理システムの販売等を行っております。

(その他商品類)

上記商品類以外において、ネットワークセキュリティ関連機器、ICタグ応用のRFID図書館システムや、物流・在庫管理システム等のRFIDタグ及びその周辺機器など、最新エレクトロニクス技術応用システムのシステム設計・構築及び機器の販売等を行っております。

<デバイスセグメント>

(電子商品類)

特定用途向け半導体などの各種半導体に関するコンサルティング（電子機器技術、設計）及び販売を行っております。パソコン・スマートフォン・情報家電（デジタルカメラ・薄型テレビなど）・カーナビゲーションなどの車載機器・産業用計測器・情報通信機器など、広範な分野で使われております。

(産機商品類)

スライドレール・ガスピリング・昇降システムなど安全性、利便性、快適性を向上する機構部品の販売及びコンサルティングを行っております。主に金融機関やコンビニエンスストアなどのATM等の開閉・引出・安全機構（スライドレール・ガスピリング・キー）、システムキッチンの引出・昇降機構（スライドレール・昇降システム）、コピー機の給紙機構（スライドレール・ダンパー）などに使われております。

<カスタマ・サービスセグメント>

システムセグメントで取扱う各商品類のシステム設計、納入設置・保守、システム運用受託（アウトソーシング）、及び運用監視サービスを行っております。

また、迅速な対応によりCS向上を図るため、24時間365日対応サービスを用意し、全国300ヶ所のサービス拠点より提供しております。

セグメントと商品類との関連を表にすると、次のとおりであります。

セグメント	主な事業の内容	主な会社
システム		
セキュリティ商品類	商品監視システム（万引き防止装置、センサーケーブル式警報機、セキュリティタグ等）、映像監視システム、入退室管理システム、防火システム等の販売、各種システム設計・構築	当社
		(株)S-Cube Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd.
メーリング商品類	メールインサート・システム(封入封緘機)、インクジェットイメージング・システム及び封入封緘運用総合管理システム等の販売、各種システム設計・構築	高千穂 コムテック(株)
その他商品類	ネットワークセキュリティ関連機器、RFID図書館システムや物流・在庫管理システム等のRFIDタグ及びその周辺機器等のシステム開発、販売	当社
		マイティカード(株)
デバイス		
電子商品類	アナログICを中心としたヒューマンインターフェイスを構成するシリコンマイクや加速度センサなどの各種センサ及び通信用ICの販売	当社
		ジェイエムイー(株)
		TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 提凱貿易(上海)有限公司
産機商品類	スライドレール、ガススプリング、キー、ダンパー、昇降システム等の安全・省力化機構部品等の販売	当社
		TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 提凱貿易(上海)有限公司
		当社
カスタマ・サービス	システムセグメントの各商品類に関するシステム設計・設置及び保守・システム運用受託（アウトソーシング）・運用監視サービス	当社
		高千穂 コムテック(株)

(注) 商品・専門語等用語について

1. セキュリティタグ：万引き防止装置が感知するための商品に取付けられる特殊なタグ。
2. 封入封緘機：郵便物の選択・封入及び封緘業務の自動化機器。
3. RFID図書館システム：ICチップを蔵書に貼付け、貸出・返却業務の迅速化・自動化、棚卸管理の効率化を実現するシステム。
4. RFIDタグ：商品情報を記憶した微小なICチップとアンテナを組み込んだ特殊なタグ。
5. スライドレール：ボールベアリングを組み込んだ金属製のレールで、使うことにより小さい力で重量物の引出しやスムーズな引出しなどができるもの。
6. ガススプリング：窒素ガスを管に閉じ込め、ガスの反発力により小さい力で重い扉の上下開閉ができるもの(例：自動車のハッチバックの開閉に使用)。
7. ダンパー：オイルの粘性抵抗を利用した緩衝機構で、引出し部開閉時の衝撃吸収などに使用。

8. 主要な事業所（平成25年3月31日現在）

(1) 当社

- ① 本社 東京都新宿区
- ② 支店
大阪支店 大阪府大阪市北区
名古屋支店 愛知県名古屋市中村区
- ③ 営業所
札幌営業所 北海道札幌市中央区
九州営業所 福岡県福岡市博多区
- ④ 海外駐在員事務所 米国 SAN MATEO, CA

(2) 株式会社S-Cube

本社 東京都千代田区

(3) 高千穂コムテック株式会社

本社 東京都新宿区

(4) ジェイエムイー株式会社

本社 東京都新宿区

(5) TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.

本社 中国 香港

(6) 提凱貿易(上海)有限公司

本社 中国 上海

(7) Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd.

本社 タイ バンコク

(8) マイティカード株式会社

本社 東京都渋谷区

9. 従業員の状況（平成25年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
シ ス テ ム	264
デ バ イ ス	91
カ ス ト マ ・ サ ー ビ ス	56
全 社 共 通	52
合 計	463

(注) 従業員数は就業人員で、正社員・契約社員の人数であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
245名	△19名	37.6歳	13.2年

(注) 上記従業員数は、子会社等への出向者32名を含んでおりません。

10. 主要な借入先

借入残高はありません。

II 会社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
2. 発行済株式の総数 10,140,300株（うち自己株式349,717株）
3. 単元株式数 100株
4. 株主数 13,314名
5. 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 マースエンジニアリング	804,000株	8.21%
セコム株式会社	450,000	4.59
日立オートモティブシステムズ株式会社	380,000	3.88
株式会社 みずほコーポレート銀行	300,600	3.07
栃本京子	300,000	3.06
山村秀彦	268,500	2.74
株式会社 マーストーケンソリューション	265,000	2.70
竹田和平	222,200	2.26
高千穂 交易 従業員 持株会	221,590	2.26
明治安田生命保険相互会社	216,000	2.20

(注) 当社は、自己株式349,717株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式数を控除して算出し、小数第3位以下を切捨てて表示しております。

6. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

III 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

(1) 新株予約権の数

183個

(2) 目的となる株式の種類及び数

普通株式 274,500株(新株予約権1個あたり1,500株)

(3) 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役(社外取締役を除く。)	第7回(903円)	平成25年8月1日 ～平成28年7月31日	31個	3名
社外取締役	第7回(903円)	平成25年8月1日 ～平成28年7月31日	4個	1名
社外監査役	第6回(1,014円)	平成23年8月1日 ～平成26年7月31日	8個	2名

2. 当事業年度中に当社従業員に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
戸田 秀雄	代表取締役社長	
小原 敬一	取締役	
広木 邦昭	取締役	
平山 英樹	取締役	
田代 守彦	取締役	
早野 勉	取締役	株式会社デイ・シイ 社外監査役
武智 良泰	常勤監査役	
柴崎 伸雄	監査役	税理士 ガンプロ株式会社 社外監査役 株式会社エイワ 社外監査役 手塚プロダクション株式会社 社外監査役
小海 正勝	監査役	弁護士 日本風力開発株式会社 社外監査役
石原 良一	監査役	公認会計士

- (注) 1. 取締役 田代守彦、早野勉の両氏は社外取締役であります。
 2. 監査役 柴崎伸雄、小海正勝、石原良一の各氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 田代守彦、早野勉及び監査役 柴崎伸雄、小海正勝、石原良一の各氏は、当社の大株主、主要な取引先等の出身者には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
 4. 取締役 早野勉及び監査役 柴崎伸雄、小海正勝の各氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
 5. 監査役 柴崎伸雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役 石原良一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 取締役 平山英樹、早野勉の両氏は、平成24年6月27日開催の第61回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
 7. 取締役 山村秀彦、松谷東一郎の両氏は、平成24年6月27日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
 8. 当社は意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化等を図るため、執行役員制度を導入いたしております。
 (1) 当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位	担当業務
戸田 秀雄	社長執行役員	
小原 敬一	執行役員	海外事業推進室長
広木 邦昭	執行役員	経営システム本部長
平山 英樹	執行役員	システム事業本部長
市川 陽三	執行役員	デバイス事業本部長
横戸 憲一	執行役員	デバイス事業本部 電子事業部長
平田 嘉昭	執行役員	デバイス事業本部 産機事業部長
高山 博喜	執行役員	システム事業本部 セキュリティ事業部長
赤堀 寛人	執行役員	大阪支店長、支店担当

(2) 平成25年4月1日付で、執行役員の体制を以下のとおり変更いたしました。

氏名	地位	担当業務
戸田 秀雄	社長執行役員	
小原 敬一	執行役員	グループ事業推進室長
広木 邦昭	執行役員	経営システム本部担当
平山 英樹	執行役員	システム事業本部長
市川 陽三	執行役員	デバイス事業本部長
横戸 憲一	執行役員	デバイス事業本部 電子事業部長
平田 嘉昭	執行役員	デバイス事業本部 産機事業部長
高山 博喜	執行役員	システム事業本部 セキュリティ事業部長
赤堀 寛人	執行役員	大阪支店長、支店担当

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	105,850千円 (12,729千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	34,800千円 (16,800千円)
合計	12名	140,650千円

- (注) 1. 上記支給額には、平成23年7月22日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役4名に付与した新株予約権2,010千円を含んでおります。
2. 上記支給額には、平成24年6月27日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した山村秀彦、松谷東一郎の両氏への支給分を含めております。
3. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
田代 守彦	社外取締役	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
早野 勉	社外取締役	平成24年6月27日就任後開催の取締役会11回の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
柴崎 伸雄	社外監査役	当事業年度開催の取締役会15回、監査役会17回の全てに出席しており、税理士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
小海 正勝	社外監査役	当事業年度開催の取締役会15回、監査役会17回の全てに出席しており、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
石原 良一	社外監査役	当事業年度開催の取締役会15回、監査役会17回の全てに出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。

(2) 社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

32,000千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32,000千円

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合の場合のほか、当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

4. 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 及び提凱貿易(上海)有限公司ならびにTakachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

VI 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社取締役及び使用人は、「企業理念」「高千穂交易グループCSR憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」のもと、法令順守はもとより企業倫理の順守及び浸透を率先垂範して行う。
 - ② 取締役会に社外取締役を加え、取締役の職務執行に関する監督機能を維持・向上させる。
 - ③ 「コンプライアンス規程」のもと、コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社内にCSR推進部門を組織して教育・浸透策を実施し、高千穂交易グループ全体のコンプライアンス体制を整備・推進する。
 - ④ 内部通報制度として「ヘルプライン規程」を制定し、社外の弁護士等を含む複数の窓口を設置する。
 - ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては、毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 「情報セキュリティ基本規程」「文書管理規程」を制定し、社長を委員長とする「情報セキュリティ委員会」のもと、取締役の職務執行に係る情報(電磁的記録を含む)を適切に保存・管理する。
 - ② 保存する文書の種類及びその期間は「文書管理規程」で定める。
 - ③ 取締役及び監査役は、いつでも、取締役の職務執行に係る情報を閲覧することができる。
 - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「危機管理規程」「情報セキュリティ基本規程」を制定し、それぞれ社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
 - ② 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすリスク(不確実性)に対処すべく、高千穂交易グループの横断的なリスクマネジメント体制を整備し、リスク予防と対策の専任部門を設置して運用する。
 - (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、「取締役会規程」のもと、取締役会付議基準及び報告基準を定めるほか、各取締役の職務分担及び権限と責任を明確にし、経営の基本方針・重要課題や中期経営計画・経営戦略の策定及び進捗確認等を行う。
 - ② 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」のもと、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して、取締役の職務の効率化を図る。
 - ③ 最初に「中期経営計画」「年度経営方針」「年度予算」を策定し、方針の徹底と進捗の確認を定期的に行う。
 - ④ 内部監査部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役会に報告する。

- (5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①「高千穂交易グループCSR憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」「コンプライアンス規程」に基づいた事業運営を追求し、当社の諸体制を規範に、各子会社の事情に対応した体制を整備する。
 - ② 子会社の取締役及び監査役を当社から派遣して、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の取締役の業務執行状況を監査する。
 - ③ 子会社は、四半期毎に当社で開催する会議において、事業計画の進捗状況を報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務の執行に必要とした場合は、監査役の業務補助のため、取締役から独立した補助者を置く。
 - ② 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って職務を行い、その人事・異動・評価は、監査役と事前に協議する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は取締役会に出席するほか、業務の執行状況を把握するため、執行役員会、全社会議や部門別予算分析会議などの重要な会議に出席し、報告・説明を受ける。
 - ② 取締役及び使用人は、会社の業務・業績に影響を与える重要な事項について報告する。
 - ③ 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、重要会議への出席及び重要書類の閲覧によるほか、監査役は、いつでも、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ④ 監査役は、内部監査部門に内部監査情報を求めることができるほか、内部監査報告書及び指摘事項等が回付されるとともに、内部監査報告会等に出席し、報告・説明を受ける。
- (8) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役と監査役は、定期的に会合を持ち、経営課題等の意見交換をする。
 - ② 会計監査人と監査役は、定期的に会合を持ち、会計監査等の意見交換をする。

2. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めていくものでなければならないと考えています。

当社グループは、独立系技術商社として、創業以来「創造」を事業活動の原点に据え、常に海外の先端技術・商品を広く探求・開拓し、日本の市場に紹介してまいりました。また、創業から61年を通して、「テクノロジーをとおしてお客様のご満足を高め、技能と人間性を磨いて世界に通用する信頼を築き、力を合わせて豊かな未来を拓き社会に貢献す

る」という企業理念の実現に努めてまいりました。

このような企業理念に基づき、国内各業界の多くの有力企業をお客様とし、海外の有力先端メーカーとの信頼関係、そして海外の先端技術・商品を扱う人材・技術サポート・情報・先端技術探求ネットワーク網などの当社独自の事業ノウハウと快活な先取り精神の社風を築き、持続的な成長により企業価値を高めてまいりました。

当社取締役会は、経営支配権の異動を目的とした株式の大規模買付行為または提案であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えています。そのために当社は、大規模買付者及び当社取締役会の双方から当社株主の皆様への必要かつ十分な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があることに加え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーのために、当社取締役会による代替案が十分に検討できる機会・時間を確保し、かつ必要に応じて大規模買付者と交渉を行うこと等の当社取締役会の対応を可能とするため、一定の合理的・客観的な仕組みが必要と考えています。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、独立系技術商社の強みを活かし、事業系列や資本系列に捉われることなく、自らの企業理念に従い、市場ニーズを捉え、迅速かつ闊達に世界の先端商材・技術を発掘し、市場に紹介・提供することこそが、当社の有する優位的経営手法であり、収益と成長の維持拡大に欠かせないこと、ひいては企業価値及び株主共同の利益の源泉と考えています。

現在、当社グループでは、「独自の付加価値の創出とグローバルビジネスの本格展開」を中期ビジョンに、既存事業における競争力の強化を図るとともに新市場を開拓し、持続的な成長を目指してまいります。

こうした取組みにより、強固な収益基盤の構築と事業規模の拡大を図り、企業価値ひいては株主共同の利益向上に邁進してまいります。

また、当社グループは、企業市民として果たすべき「CSR(企業の社会的責任)」を強く認識し、責任ある誠実で透明な経営活動の継続的な実施を通して、あらゆるステークホルダーから信頼される経営を進め、企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 当社株式の大規模な買付行為に関する対応策(買収防衛策)の仕組み

当社は、平成19年11月6日開催の当社取締役会において、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。本対応策において、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応策(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議し、その後の当社第57回、第59回及び第61回定時株主総会において、その継続を株主の皆様にご承認いただいております。その概要は以下のとおりです。

① 大規模買付ルールの設定

大規模買付者が、大規模買付行為を行うに際しては、大規模買付者の概要や大規模買付行為の目的及び内容等に関する情報、大規模買付ルールに従うことを誓約する旨の「意向表明書」等を当社取締役会宛に提出していただきます。

② 当社取締役会の評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、一定の期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)を設け、当該情報の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案にあたります。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、取締役会から独立した組織として設置された独立委員会に諮問し、かつ外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見をとりまとめ開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為が以下のような要件に該当し、一定の措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

(ロ) 大規模買付者が企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

(ハ) 強圧的二段階買収など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(ニ) 大規模買付者による支配権取得により、ステークホルダーの利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される場合

(ホ) 買付けの条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合

(4) 本プランの客観的合理性

本プランが、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員としての地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由として、以下のことが言えます。

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収

防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

② 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

③ 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会の決議により継続されたものです。また、本プランの有効期限(平成26年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで)の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

④ 独立した委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの採用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大規模買付ルールの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士等のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に大規模買付ルールの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと言えます。

⑥ 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑦ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

注1. 特定株主グループとは、①当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、又は②当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2. 議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株式等の保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)、又は②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株式等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株式等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,558,677	流動負債	3,891,480
現金及び預金	7,207,327	支払手形及び買掛金	2,572,275
受取手形及び売掛金	5,385,680	未払法人税等	265,510
有価証券	500,000	賞与引当金	297,785
商品及び製品	2,013,505	役員賞与引当金	28,424
繰延税金資産	160,251	その他	727,484
その他	305,509	固定負債	840,597
貸倒引当金	△13,596	長期未払金	26,755
固定資産	3,040,759	退職給付引当金	752,169
有形固定資産	496,644	その他	61,673
建物及び構築物	26,756	負債合計	4,732,078
土地	334,279	(純資産の部)	
その他	135,608	株主資本	13,682,324
無形固定資産	1,177,893	資本金	1,193,814
ソフトウェア	149,077	資本剰余金	1,156,397
電話加入権	11,600	利益剰余金	11,630,395
のれん	1,015,122	自己株式	△298,281
その他	2,092	その他の包括利益累計額	118,509
投資その他の資産	1,366,221	その他有価証券評価差額金	138,973
投資有価証券	739,429	繰延ヘッジ損益	2,957
繰延税金資産	251,199	為替換算調整勘定	△23,420
その他	394,403	新株予約権	23,734
貸倒引当金	△18,811	少数株主持分	42,789
資産合計	18,599,436	純資産合計	13,867,358
		負債及び純資産合計	18,599,436

連結損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		18,149,527
売上原価		12,943,569
売上総利益		5,205,958
販売費及び一般管理費		4,379,471
営業利益		826,486
営業外収益		
受取利息及び配当金	18,669	
為替差益	154,426	
その他営業外収益	11,572	184,667
営業外費用		
支払利息	1,607	
その他営業外費用	1,879	3,487
経常利益		1,007,667
特別利益		
投資有価証券売却益	1,800	
債務免除	47,106	48,906
特別損失		
固定資産除却損	825	825
税金等調整前当期純利益		1,055,747
法人税、住民税及び事業税	436,751	
法人税等調整額	31,683	468,435
少数株主損益調整前当期純利益		587,312
少数株主利益		30,059
当期純利益		557,253

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から)
(平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,193,814	1,156,397	11,357,070	△298,239	13,409,042
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△283,928		△283,928
当期純利益			557,253		557,253
自己株式の取得				△42	△42
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	273,324	△42	273,282
当 期 末 残 高	1,193,814	1,156,397	11,630,395	△298,281	13,682,324

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				新 株 予 約 権	少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	43,619	—	△81,464	△37,844	16,476	114,139	13,501,813
当 期 変 動 額							
剰余金の配当				—			△283,928
当期純利益				—			557,253
自己株式の取得				—			△42
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	95,353	2,957	58,043	156,354	7,257	△71,350	92,262
当期変動額合計	95,353	2,957	58,043	156,354	7,257	△71,350	365,544
当 期 末 残 高	138,973	2,957	△23,420	118,509	23,734	42,789	13,867,358

連結注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 …………… 8社

連結子会社の名称 …… 株式会社S-Cube
高千穂コムテック(株)
ジェイエムイー(株)
マイティカード(株)
TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.
提凱貿易(上海)有限公司
Takachiho Fire, Security &
Services(Thailand)Ltd.
TK Thai Holdings Co., Ltd.

② 非連結子会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 及び提凱貿易(上海)有限公司の決算日は、12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

a. 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)を採用しております。

b. その他有価証券

時価のあるもの ……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの ……総平均法による原価法を採用しております。

(ロ) たな卸資産 ……主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産 …… 当社及び一部の連結子会社の工具、器具及び備品は定額法、当社の建物、構築物及び車両運搬具ならびに一部の連結子会社の有形固定資産は定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

工具、器具及び備品 2年～20年

また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- (ロ) 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における使用可能期間(5年)、販売目的ソフトウェアについては、見積有効年数(3年)によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。

- (ロ) 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ) 役員賞与引当金 …… 役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ニ) 退職給付引当金 …… 従業員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を発生年度の翌連結会計年度より費用処理しております。

また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当連結会計年度の末日における基準額を計上しております。

④ 外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準

…… 外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

…… 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

⑥ 消費税等の会計処理

…… 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

…… のれんは、5年間で均等償却しております。

(5) 重要な会計方針の変更

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、当連結会計年度より、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額……

678,994千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

10,140,300株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	166,440	17円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月28日
平成24年11月5日 取締役会	普通株式	117,487	12円00銭	平成24年9月30日	平成24年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成25年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	117,486	12円00銭	平成25年3月31日	平成25年6月27日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式

84,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、商社活動を行うために必要な資金は手許資金で賄っております。資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等に従い軽減を図っております。為替の変動リスクについては、外国為替取扱要領に従い実需取引に基づき為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業に関連する株式であります。市場価格の変動リスクについては、定期的に時価や財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。満期保有目的の債券は資金管理取扱要領に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

支払手形及び買掛金は、短期間で決済されるものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
①現金及び預金	7,207,327	7,207,327	-
②受取手形及び売掛金	5,385,680	5,385,680	-
③有価証券及び投資有価証券			
(i)満期保有目的の債券	500,000	500,000	-
(ii)その他有価証券	593,870	593,870	-
④支払手形及び買掛金	(2,572,275)	(2,572,275)	-

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 145,559 千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券(ii)その他有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………	1,409円60銭
(2) 1株当たり当期純利益……………	56円92銭

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,151,050	流動負債	2,700,463
現金及び預金	5,861,069	支払手形	449,094
受取手形	940,074	買掛金	1,474,710
売掛金	3,034,462	リース債務	264
有価証券	500,000	未払金	173,531
商品及び製品	1,373,769	未払法人税等	115,000
前払費用	151,831	前受金	208,988
繰延税金資産	121,411	賞与引当金	229,272
その他流動資産	169,996	役員賞与引当金	19,800
貸倒引当金	△1,566	その他流動負債	29,800
固定資産	4,165,764	固定負債	718,036
有形固定資産	464,245	長期未払金	26,755
建物	16,061	退職給付引当金	677,281
構築物	7,922	預り保証金	14,000
車両運搬具	2,510		
工具、器具及び備品	103,248	負債合計	3,418,499
土地	334,279		
リース資産	225	(純資産の部)	
無形固定資産	124,235	株主資本	12,735,607
電話加入権	8,161	資本金	1,193,814
施設利用権	1,955	資本剰余金	1,156,397
ソフトウェア	113,981	資本準備金	1,156,268
その他無形固定資産	136	その他資本剰余金	128
投資その他の資産	3,577,283	利益剰余金	10,683,677
投資有価証券	739,429	利益準備金	198,875
関係会社株式	1,987,088	その他利益剰余金	10,484,802
長期貸付金	331,771	別途積立金	9,395,000
会員権	14,275	繰越利益剰余金	1,089,802
敷金・保証金	264,625	自己株式	△298,281
繰延税金資産	239,145	評価・換算差額等	138,973
その他投資	19,890	その他有価証券評価差額金	138,973
貸倒引当金	△18,943	新株予約権	23,734
		純資産合計	12,898,315
資産合計	16,316,814	負債及び純資産合計	16,316,814

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,383,910
売 上 原 価		10,018,544
売 上 総 利 益		3,365,366
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,904,127
営 業 利 益		461,239
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	137,986	
為 替 差 益	152,736	
そ の 他 営 業 外 収 益	5,232	295,954
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	997	
そ の 他 営 業 外 費 用	1,879	2,877
経 常 利 益		754,316
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,800	1,800
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	555	555
税 引 前 当 期 純 利 益		755,560
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	237,636	
法 人 税 等 調 整 額	39,182	276,819
当 期 純 利 益		478,741

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,193,814	1,156,268	128	198,875	9,395,000	894,989
当期変動額						
剰余金の配当						△283,928
当期純利益						478,741
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	194,813
当期末残高	1,193,814	1,156,268	128	198,875	9,395,000	1,089,802

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△298,239	12,540,837	43,619	16,476	12,600,932
当期変動額					
剰余金の配当		△283,928			△283,928
当期純利益		478,741			478,741
自己株式の取得	△42	△42			△42
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	95,353	7,257	102,611
当期変動額合計	△42	194,770	95,353	7,257	297,382
当期末残高	△298,281	12,735,607	138,973	23,734	12,898,315

個別注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式……総平均法による原価法を採用しております。
- ② 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)を採用しております。
- ③ その他有価証券

時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの……総平均法による原価法を採用しております。

- (2) たな卸資産の評価基準及……移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、
び評価方法 収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物、構築物及……定率法を採用しております。

び車両運搬具 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

工具、器具及び……定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 2年～20年

また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- ② 無形固定資産……定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)、販売目的のソフトウェアについては、見積有効年数(3年)によっております。

③ リース資産

所有権移転外フ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする
アイナンス・リ……る定額法を採用しております。なお、所有権移
ース取引に係る……転外ファイナンス・リース取引のうち、リース
リース資産……取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取
引については、通常の賃貸借取引に係る方法に
準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債
権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権
等特定の債権については個別に回収の可能性を
検討して計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給
見込額のうち当事業年度の負担額を計上して
おります。

③ 役員賞与引当金……役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見
込額のうち当事業年度の負担額を計上して
おります。

④ 退職給付引当金……従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度
末における退職給付債務及び年金資産の見込額
に基づき、当事業年度末において発生して
いると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員
の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)に
よる按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従
業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5
年)による按分額を発生年度の翌期より費用処理
しております。

また、執行役員の退職金の支払に備えるため、
執行役員の内規に基づく当事業年度の末日にお
ける基準額を計上しております。

(5) 完成工事高及び完成……当事業年度末までの進捗部分について成果の確
工事原価の計上基準……実性が認められる工事契約については工事進行
基準を適用し、その他の工事契約については、
工事完成基準を適用しております。

(6) 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式に
よっており、控除対象外消費税及び地方消費税
は、当事業年度の費用として処理して
おります。

(7) 重要な会計方針の変更

(減価償却方法の変更)

法人税法改正に伴い、当事業年度より、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額……	567,061千円
(2) 保証債務	
顧客への債務不履行に対する連帯保証	
Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd. ……	66,970千円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務……短期金銭債権	541,890千円
……長期金銭債権	331,771千円
……短期金銭債務	22,503千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高……	売上高	1,699,671千円
	仕入高	153,214千円
	営業取引以外の取引高	22,890千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	349,717株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

土地評価損	286,844千円
退職給付引当金	238,696千円
賞与引当金	87,123千円
有価証券評価損	68,946千円
商品評価損	19,716千円
長期未払金	10,121千円
その他	97,106千円

繰延税金資産小計	808,555千円
評価性引当額	△403,505千円
繰延税金資産合計	405,049千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	44,492千円
--------------	----------

繰延税金負債合計	44,492千円
----------	----------

繰延税金資産の純額	360,557千円
-----------	-----------

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	提凱貿易 （上海） 有限公司	所有 間接100.00%	半導体・ 機構部品の 販売	半導体・ 機構部品の 販売(注)1	267,213	売掛金	191,355
子会社	TK Thai Holdings Co.,Ltd.	所有 直接49.00%	子会社の 株式保有	資金の 貸付(注)2	-	長期 貸付金	331,771

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. 取引条件については、市場実勢を勘案して決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,315円00銭
(2) 1株当たり当期純利益	48円90銭

独立監査人の監査報告書

平成25年5月14日

高千穂交易株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡村 俊 克 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄 司 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高千穂交易株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高千穂交易株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月14日

高千穂交易株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡村 俊 克 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄 司 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高千穂交易株式会社
の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第62期事業年度の計算書
類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記
表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基
準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにあ
る。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附
属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整
備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場か
ら計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法
人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査
を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な
虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定
し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査
証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断によ
り、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリス
クの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性に
ついて意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施
に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその
附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査に
は、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われ
た見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討
することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと
判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般
に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附
属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に
表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により
記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの第 62 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年 5月14日

高千穂交易株式会社 監査役会

常勤監査役 武 智 良 泰 ㊟

社外監査役 柴 崎 伸 雄 ㊟

社外監査役 小 海 正 勝 ㊟

社外監査役 石 原 良 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案：剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合における配当総額は、117,486,996円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

以 上

<メ モ>

A series of 20 horizontal dashed lines for handwriting practice.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 「鶴東の間」
TEL (03) 3265-1111 (代)

- 交 通**
- ① 東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線『永田町』駅(7番出口)から徒歩5分
 - ② 東京メトロ丸の内線・銀座線『赤坂見附』駅(D:紀尾井町出口)から徒歩5分
 - ③ 東京メトロ有楽町線『麹町』駅(2番出口)から徒歩6分
 - ④ 東京メトロ丸の内線・南北線『四ツ谷』駅(1番出口)から徒歩12分
 - ⑤ JR総武線・中央線『四ツ谷』駅(赤坂口)から徒歩12分
 - ⑥ JR総武線・中央線『四ツ谷』駅(麹町口)から徒歩12分



お願い

1. 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。
2. お手荷物はクロークにお預けいただきますようお願い申し上げます。